

成城大学大学院修士論文及び博士論文の審査の申請並びに博士の学位の申請に関する取扱要領
平成25年12月17日
制定

改正 平成26年3月18日 改正 平成27年1月30日 改正
令和6年1月11日 改正

1. 申請書類等

修士論文及び博士論文の審査の申請並びに博士の学位の申請に必要な申請書類等は、本学の学位規則（以下「学位規則」という。）第4条第3項及び第5条第2項並びに第6条第2項に基づき、以下のとおりとする。なお、提出方法、提出時期等の詳細については、大学院各研究科の「履修の手引」を参照すること。

(1) 修士論文の審査の申請（学位規則第4条関係）

①題目届 1部（修士論文提出の場合のみ）

②修士論文（又は「特定の課題についての研究の成果」）
正本1部、副本（コピー）3部

③論文の内容の要旨 正本1部、副本（コピー）3部

(2) 博士論文の審査の申請（学位規則第5条による場合）又は博士の学位の申請（学位規則第6条による場合）

①博士論文審査申請書（学位規則第5条による場合）又は学位申請書（学位規則第6条による場合） 1通

②博士論文 正本1部、副本（コピー）5部、電子データ（注）

③博士論文の全文に代えてその内容を要約したもの（以下「博士論文の要約」と記す。）（「やむを得ない事由」により博士論文（全文）の公表ができない場合のみ提出する。）
正本1部、副本（コピー）3部、電子データ（注）

④論文の内容の要旨（3千字以内）
正本1部、副本（コピー）3部、電子データ（注）

⑤論文目録 4通

⑥履歴書 4通

⑦博士論文のインターネット公表確認書 1通

⑧論文審査手数料 本学大学院の博士課程を経ない者が博士の学位の授与を申請する場合、学位規則第6条第6項に基づき、論文審査手数料として50,000円を納入する。また、本学大学院各研究科博士課程に所定の標準年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請する場合も同様とする。ただし、その場合、退学後3年以内に博士論文を提出するときは、学位規則第6条第3項の規定により、不要とする。

（注）上記(2)②博士論文、③博士論文の要約、④論文の内容の要旨の正本は、当該電子データから印刷したものを提出すること。（ただし、次の「2. 電子データについて」にいう形式等での提出が困難な場合については、この限りではない。）

2. 電子データについて（博士論文の審査の申請又は博士の学位の申請の場合）

電子データについては、下記の形式等により提出すること。

なお、下記の形式にて電子データを提出することが困難な場合は、申請時に教務部に申し出ること。その場合、教務部において、上記1. (2)②③④にて提出された正本を基に、大学指定業者により下記形式のファイルを作成することとするが、当該作成に要する費用は、博士論文の審査の申請者又は博士の学位申請者が負担するものとする。

- (1) 提出する電子媒体はCD-Rとすること（「氏名」及び「論文題目」を、裏面に傷が付かないようにサインペン等で記入すること）
 - (2) PDF（PDF/A（ISO 19005））とすること
 - (3) 外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと（フォントを埋め込んだファイルとすること）
 - (4) 暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと（文書を開くパスワードの設定及び印刷を制限するパスワードの設定は行わないこと）
3. 博士論文の審査申請関係書類及び博士の学位申請関係書類の様式について
博士の学位申請に伴う関係書類の様式は、学位規則第26条に基づき、以下のとおりとする。
- (1) 博士論文審査申請書又は学位申請書
 - ①学位規則第5条第2項の規定によるもの（課程博士）（様式1）
 - ②（削除）
 - ③学位規則第6条第2項又は第3項本文の規定によるもの（論文博士）（様式3）
 - ④学位規則第6条第3項ただし書の規定によるもの（論文博士）（様式3の2）
 - (2) 論文目録（様式4）
 - (3) 履歴書（様式5）
 - (4) 博士論文のインターネット公表確認書（様式6）

4. 博士論文等の公表及び公開について

博士の学位を授与した大学（本学）及び博士の学位を授与された者は、学位規則第19条及び第20条に基づき、以下の方法で当該論文等をインターネット（本学が定めた成城大学リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。））の利用により公表する。また、国立国会図書館においても、博士論文の全文が公開される。

- (1) 博士の学位を授与された者が公表するもの（学位規則第20条関係）

- ①公表内容 博士論文の全文
（ただし、「やむを得ない事由」により全文の公表ができない場合は、博士論文の全文に代えてその内容を要約したもの（以下「博士論文の要約」という。）とする）
- ②公表時期 博士の学位を授与された日から1年以内
- ③公表方法 本学の協力を得て本学リポジトリの利用により公表する。
- ④「やむを得ない事由」により博士論文の全文を公表することができない場合
博士論文のインターネット公表確認書（様式6）により、公表ができない理由を記し、本学の承認が得られた場合は、博士論文の要約を公表することができる。
ただし、この場合、本学においては当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。また、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、その旨を文書にて本学に報告し、当該論文の全文を、本学の協力を得て本学リポジトリの利用により公表するものとする。

- (2) 本学が公表するもの（学位規則第19条関係）

- ①公表内容 博士の学位授与に係る論文の内容の要旨
博士の学位授与に係る論文審査の結果の要旨
- ②公表時期 博士の学位を授与した日から3か月以内
- ③公表方法 本学リポジトリの利用により公表する

- (3) 国立国会図書館による博士論文の公開について

博士の学位を授与された者が「やむを得ない事由」により博士論文の全文を公表することができない場合であっても、国立国会図書館においては、博士論文の全文が公開されることになるが、当該図書館での利用に関して条件を設ける必要がある場合は、1.（2）の申請書類と併せそ

の旨を文書にて申し出ること。その場合、本学から国立国会図書館あてに博士論文の全文を送付する際に、当該文書についても併せて送付する。

(4) 著作権について

本学リポジトリ等による博士論文の公表にあたり、以下に該当する場合には、博士の学位を授与された者の責任において、著作権が帰属する個人や団体・組織等の承諾を受ける必要があるため、十分に留意すること。

①博士の学位授与に係る論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合

②博士の学位授与に係る論文において、学術雑誌の論文を引用している場合、画像（図版・写真等）を掲載する場合等、著作権が博士の学位を授与された者以外の者、あるいは博士の学位を授与された者を含む複数の者に帰属している場合

③その他、上記に準ずる場合

5. 論文の製本について

(1) 修士論文の場合

修士の学位審査に合格した論文の正本（上記1. (1)②にて提出した修士論文）は、本学図書館の保存用として大学指定業者により製本するため、修士の学位授与が確定した者は、上記1. (1)の申請時に、製本料を添えて教務課に提出するものとする。なお、製本料については、修士論文を提出する年度に発行される「履修の手引」により周知する。

(2) 博士論文の場合

博士論文の審査又は学位審査に合格し、博士の学位授与が確定した者は、上記1. (2)②にて提出した博士論文について2部（正本と副本の1部）を、本学図書館の閲覧用と保存用として製本し、博士の学位の授与が確定した日から1か月以内に教務課へ提出するものとする。なお、当該製本に要する費用は、当該博士の学位授与が確定した者が負担する。

6. 保存用修士論文等の閲覧許諾

修士の学位審査に合格した論文の正本であって、製本されて保存用として本学図書館に保管されるもの（上記5. (1)にて提出した修士論文（「特定の課題についての研究の成果」を含む。）であり、以下「保存用修士論文等」という。）は、研究科が指定するときは、当該修士論文の著者である修士の学位授与が確定した者が、図書館保存用修士論文等閲覧許諾回答書（様式7）により図書館長に許諾した場合は、図書館内において当該保存用修士論文等を閲覧させることがある。

附 則

この取扱要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に本学大学院博士課程後期に入学又は進学した者については、3. (1)に限り、従前の取扱要領の定めるところによる。なお、この場合には、「および」、「ただし書き」、「または」とあるものをそれぞれ「及び」、「ただし書」、「又は」と読み替え又は書き換えるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表（様式3）については、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和6年1月11日から施行する。

様式

1. 学位規則第5条第2項の規定による博士論文審査申請書の様式（課程博士）
（様式1）

博士論文審査申請書	
年 月 日	
〇〇研究科長 〇〇 〇〇 殿	〇〇研究科〇〇専攻博士課程後期 学籍番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏 名 ㊟
<p>学位規則第5条第2項の規定により、論文に論文の内容の要旨、論文目録及び履歴書を添え、博士論文の審査を申請いたします。</p>	

2. (削除)

3. 学位規則第6条第2項又は第3項本文の規定による学位申請書の様式（論文博士）
（様式3）

学 位 申 請 書	
年 月 日	
成城大学学長 〇〇 〇〇 殿	氏 名 ㊟
<p>貴学学位規則 <u>第6条第2項</u> <u>第6条第3項本文</u> の規定により、論文に論文の内容の要旨、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、〇〇研究科での審査による、博士（〇〇学）の学位の授与を申請いたします。</p>	

3の2. 学位規則第6条第3項ただし書の規定による学位申請書の様式（論文博士）
（様式3の2）

学 位 申 請 書	
	年 月 日
成城大学学長 〇〇 〇〇 殿	氏 名 ㊦ (成城大学大学院 〇〇研究科〇〇専攻博士課程後期 年 月退学)
貴学学位規則第6条第3項ただし書の規定により、論文に論文の内容の要旨、論文目録及び履歴書を添え、博士（〇〇学）の学位の授与を申請いたします。	

4. 論文目録の様式 (様式4)

論 文 目 録	
	年 月 日
	氏 名 ㊦
論 文	
1 題 目	
2 公表の方法及び時期	
参考論文	
1 題 目	
2 公表の方法及び時期	

<備考>

1. 論文題目が外国語の場合には和訳を付記すること。
2. 参考論文が2種以上あるときは列記すること。
3. 公表の方法については、単行本の場合は発行所、雑誌論文の場合は雑誌名巻号等を記載すること。
4. 論文がまだ公表されていないときは、その予定を記載すること。

5. 履歴書

(様式5)

履 歴 書

	姓	名	本籍 又は 国籍	都道 府県 国
ふりがな				
氏名				
生年月日	年 月 日	現住所	〒 (—)	
性別	男 ・ 女	電話番号		

※ 学歴は高等学校卒業以降から記入し、入学・卒業・修了・退学等を明記してください

区 分	年 月 日	事 項
学 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
職 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
研究歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
受 賞	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名：

印

6. 博士論文のインターネット公表確認書

(様式6)

博士論文のインターネット公表確認書

年 月 日

成城大学学長 殿

私が執筆した博士論文（全文）を、成城大学リポジトリに登録し、インターネット上で公表することについて、下記のとおり確認します。（該当する□に~~●~~点を、その他必要事項を記入してください。）

<input type="checkbox"/> 公表することを承諾します。公表希望日： 年 月 日（博士の学位を授与された日から1年以内）
<input type="checkbox"/> 次の理由により、非公表とします。 理由 <input type="checkbox"/> 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含むため。 <input type="checkbox"/> 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含むため。 <input type="checkbox"/> 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じるため。 <input type="checkbox"/> その他、インターネットによる公表ができない特別な事由があるため。 （事由： _____）
※ 1年を超えてインターネットによる公表ができない場合における公表可能日 公表可能日： 年 月 日以降

ふりがな 氏 名	_____		
論文題目	_____		
学位被授与年月日	年 月 日		
学位の種類及び 専攻分野の名称	学位記番号	_____	
論文主査名	指導教員名	_____	
審査研究科	研究科		
連絡先	住所：	_____	
	電話番号：	e-mail：	_____

【注意事項】

- この確認書は、博士論文のインターネットによる公表のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について確認いただくためのものです。
- この確認書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。
- この確認書により、当該博士論文（全文）を「非公表」とした場合であっても、本学においては博士論文の全文を、求めに応じて閲覧に供することになります。また、国立国会図書館においても、原則として、博士論文の全文が公開されます。
- 太枠内は必須項目となります。なお、学位規則第6条第2項の規定により学位申請する場合、「指導教員名」の記入は不要です。

7. 図書館保存用修士論文等閲覧許諾回答書

(様式7)

図書館長 殿

図書館保存用修士論文等閲覧許諾回答書

私が成城大学に提出した下記の修士論文又は課題研究報告（以下「修士論文等」という。）が図書館に保存されるにあたり、当該修士論文等の閲覧及び一部の複写について、以下のように回答します。

1. 閲覧を

- 1) 許可します 2) 許可しません

2. 著作権法上の許容限度（全ページ数の半分以下の範囲）の複写を

- 1) 許可します 2) 許可しません

記

修士論文（課題研究報告）題目：

所属： _____ 研究科
専攻

学籍番号： _____ 氏名（自署）： _____

年 月 日

(図書館事務用記入欄)

請求記号： _____